

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.002

処 分 名	同居の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の入居権利者は、当該市営住宅へ入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、春日部市市営住宅条例第11条の規定により同居の承認の申請を行わなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）第11条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成17年規則第57号）第14条
審 査 基 準	<p>市営住宅の同居の承認を受けようとするときは、「市営住宅同居承認申請書」又は、「市営住宅期限付同居承認申請書」に次の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者と同居しようとする者との関係を証する書類 (2) 同居しようとする者の収入の額を証する書類 (3) 同居しようとする者が住宅に困窮していることを証する書類 (4) 同居しようとする者が市税を滞納していないことを証する書類 <p>なお、同居の承認をすることができる者は、次の要件を満たすものでなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入居権利者が期限付入居承認による有効期間を付されていないもの (2) 入居権利者及び同居承認後の世帯が収入基準以下のもの (3) 入居権利者が不正行為等による明渡し請求を受けていないもの (4) 同居しようとする者が入居権利者の配偶者であるもの (5) 同居しようとする者が入居権利者の一親等の血族又は姻族であるもの (6) 同居しようとする者が住宅に困窮しているもの (7) 入居権利者及び、同居しようとする者が市税を滞納していないもの (8) 同居しようとする者が暴力団員でないもの
標準処理期間	7日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	募集時
申請方法	本庁4階住宅政策課窓口への提出
備 考	

■春日部市市営住宅条例

(同居の承認等)

第11条 市営住宅の入居権利者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長に同居の承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同居の承認をすることができる。

(1) 当該入居権利者が次のアからカまでのいずれにも該当しないとき。

ア 法第37条第6項の規定による通知を受けているとき。

イ 当該申請に係る同居をした場合における収入が第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えることとなるとき。

ウ 第10条第1項の承認に第11条の3第1項の規定により有効期間が付されているとき。

エ 次条第2項の承認に同条第4項に規定する規則で定める期間が付されているとき。

オ 第28条第1項の規定により、収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超える旨の認定を受けているとき。

カ 第37条第1項に規定する場合又は同条第4項各号(第19号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

(2) 当該同居させようとする者が次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア 当該入居権利者の配偶者

イ 当該入居権利者の一親等の血族又は姻族

(3) 当該同居させようとする者が第6条第1項第4号に該当するとき。

(4) 当該入居権利者及び当該同居させようとする者が第6条第1項第5号に該当するとき。

(5) 当該同居させようとする者が暴力団員でないとき。

3 市長は、前項各号のいずれか又はすべてに該当しない場合においても、入居権利者が病気にかかっていることその他規則で定める事情により当該入居権利者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させる必要があると認めるときは、同項の承認の効力が継続する期間として2年を超えない範囲内において規則で定める期間(以下この条において「有効期間」という。)を付して同項の承認をすることができる。

4 前項の規定により第2項の承認に有効期間が付された入居権利者は、有効期間(次項の規定により当該有効期間を延長したときは、

当該延長後の有効期間)が満了する日までに第2項の承認を受けて同居させた者を当該市営住宅から退去させなければならない。

- 5 市長は、有効期間の満了する日において入居権利者にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認めるときは、更に2年を超えない範囲内において規則で定める期間、有効期間を延長することができる。

■春日部市市営住宅条例施行規則

(同居の承認)

第14条 条例第11条第1項の申請は、市営住宅同居承認申請書(様式第11号。同条第3項に規定する有効期間(以下「同居承認有効期間」という。))を付した同条第2項の承認(以下「期限付同居承認」という。))を受けようとする者にあつては、市営住宅期限付同居承認申請書(様式第11号の2))に次に掲げる書類(期限付同居承認を受けようとする場合において、次条第2号に該当するときは、第1号及び第5号に掲げる書類)を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申請者と同居しようとする者との関係を証する書類
- (2) 同居しようとする者の収入の額を証する書類
- (3) 同居させようとする者が条例第6条第1項第4号に該当する事実を証する書類
- (4) 第5条の3第1項第4号に掲げる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第11条第2項の承認をしたときは、当該申請をした者に対し、市営住宅同居承認書(様式第12号。期限付同居承認にあつては、市営住宅期限付同居承認書(様式第12号の2))を交付するものとする。

(期限付同居承認に係る事情)

第14条の2 条例第11条第3項の規則で定める事情は、同条第2項第1号イ、オ及びカのいずれにも該当せず、かつ、同項第3号から第5号までに該当する場合において、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者を同居させること。
 - ア 入居権利者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)
 - イ 入居権利者の配偶者と同一の世帯を構成する者(入居権利者の配偶者の三親等内の親族に限る。)であつて、期限付同居承認後も入居権利者の配偶者と同居しようとするもの
 - ウ 次に掲げる者(入居権利者の三親等内の親族に限る。)

- (ア) 条例第11条第1項の申請をする日において20歳未満の者
 - (イ) (ア)に掲げる者を扶養する者であって、期限付同居承認後も(ア)に掲げる者と同居しようとするもの
 - エ ウに掲げる者同一の世帯を構成する者(入居権利者の三親等内の親族に限る。)であって、期限付同居承認後もウに掲げる者と同居しようとするもの
- (2) 次のア又はイに掲げる者の介護又は世話のため、当該ア又はイに定める者を同居させること。
- ア 入居権利者又は同居者 当該入居権利者又は同居者の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族をいう。次のイにおいて同じ。)
 - イ 入居権利者又は同居者の親族である次に掲げる者 当該掲げる者
 - (ア) 60歳以上の者
 - (イ) 条例第8条第4号に該当する者

(期限付同居承認に係る期間)

第14条の3 条例第11条第3項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 次のアからウまでに掲げる事情の区分に応じ、当該アからウまでに定める期間
- ア 入居権利者の病気 次の(ア)又は(イ)のいずれか短い期間
 - (ア) 2年間
 - (イ) 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間
 - イ 前条第1号に掲げる事情 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める期間
 - (ア) 前条第1号ア又はイに掲げる者を同居させる場合 2年間
 - (イ) 前条第1号ウ又はエに掲げる者を同居させる場合 次の
 - (i) 又は(ii)のいずれか短い期間
 - (i) 2年間
 - (ii) 当該20歳未満の者のすべてが20歳に達する日の前日までの期間(以下この条において「扶養期間」という。)
 - ウ 前条第2号に掲げる事情 次の(ア)又は(イ)のいずれか短い期間
 - (ア) 2年間
 - (イ) 当該介護又は世話に必要な期間
- (2) 入居承認に条例第11条の3第1項に規定する有効期間(以下「入居承認有効期間」という。)を付された入居権利者又は条例第11条の2第2項の承認に同上第4項に規定する有効期間(以下「地位承継承認有効期間」という。)を付された者(以下「期

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

限付地位承継者」という。) 次のアからウまでに掲げる事情の区分に応じ、当該アからウまでに定める期間

ア 入居権利者又は期限付地位承継者の病気 次の(ア)から(ウ)までのいずれか短い期間

(ア) 2年間

(イ) 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間

(ウ) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

イ 前条第1号に掲げる事情 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める期間

(ア) 前条第1号ア又はイに掲げる者を同居させる場合 次の(i)又は(ii)のいずれか短い期間

(i) 2年間

(ii) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

(イ) 前条第1号ウ又はエに掲げる者を同居させる場合 次の(i)から(iii)までのいずれか短い期間

(i) 2年間

(ii) 扶養期間

(iii) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

ウ 前条第2号に掲げる事情 次の(ア)から(ウ)までのいずれか短い期間

(ア) 2年間

(イ) 当該介護又は世話に必要な期間

(ウ) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

(期限付同居承認に関する説明)

第14条の4 市長は、期限付同居承認をしようとするときは、当該申請をした者に対し、市営住宅の期限付同居承認に関する説明書(様式第12号の3)を交付するものとする。

(期限付同居承認の満了通知)

第14条の5 市長は、期限付同居承認をした場合(同居承認有効期間が1年未満の場合を除く。)は、同居承認有効期間が満了する日の1年前から6月前までの間に、当該入居権利者に対し、市営住宅同居承認有効期間満了通知書(様式第12号の4)により、同居承認有効期間の満了により当該期限付同居承認は効力を失う旨を通知するものとする。

(同居承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情及び期間)
第14条の6 条例第11条第5項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、入居権利者が第1号に掲げる条件を具備する場合において、第2号から第4号までのいずれかに該当することとする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア その者の収入が条例第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに掲げる金額を超えることとなるとき。

イ 条例第6条第1項第5号に規定する金銭を滞納しているとき。

ウ 条例第37条第4号各号のいずれかに該当するとき。

(2) 入居権利者が病気にかかっていること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する者との同居を継続すること。

ア 第14条の2第1号アに該当する者として現に入居している入居権利者の配偶者

イ 第14条の2第1号イに該当する者として現に入居権利者と同居している入居権利者の配偶者の親族

ウ 第14条の2第1号ウに該当する者として現に入居権利者と同居している次に掲げる者

(ア) 次条第1項に係る手続をする日において20歳未満の者

(イ) (ア)に掲げる者を扶養する者であって、同居承認有効期間の延長後も(ア)に掲げる者と同居しようとするもの

エ 第14条の2第1号エに該当する者として現に入居権利者と同居している者

(3) 第14条の2第2号に該当する者として現に入居権利者と同居している者であって、引き続き当該介護又は世話を継続すること。

2 第14条の3の規定は、条例第11条第5項の規則で定める期間について準用する。この場合において、第14条の3中「第11条第3項」とあるのは「第11条第5項」と、「2年間」とあるのは「同居承認有効期間が満了する日の翌日から起算して2年間」と、「前条第1号」とあるのは「第14条の6第1項第2号」と、「20歳未満」とあるのは「同居承認有効期間が満了する日の翌日において20歳未満」と、「前条第2号」とあるのは「第14条の6第1項第3号」と読み替えるものとする。

(同居承認有効期間の延長に係る手続)

第14条の7 条例第11条第5項の規定による同居承認有効期間の延長を受けようとする者は、同居承認有効期間が満了する日の30日前までに市営住宅同居承認有効期間延長申請書(様式第12号の5)に第14条第1項第2号から第5号までに掲げる書類(当該期限付同居承認に係る事情が第14条の2第2号に該当するものであるときは、第14条第1項第5号に掲げる書類)を添付して、市長に提

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

出しなければならない。

- 2 市長は、条例第11条第5項の規定により同居承認有効期間を延長しようとするときは、当該入居権利者に対し、市営住宅の同居承認有効期間の延長に関する説明書（様式第12号の6）を交付するものとする。
- 3 市長は、条例第11条第5項の規定により同居承認有効期間を延長することとしたときは、当該入居権利者に対し、市営住宅同居承認有効期間延長通知書（様式第12号の7）を交付するものとする。